

事前備置書面

株式会社 伊 藤 園

2023年12月22日

新設分割にかかる事前備置書面

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

株式会社伊藤園

代表取締役社長 本庄 大介

株式会社伊藤園（以下、「当社」といいます。）は、2023年12月22日付新設分割計画書に基づき、2024年5月1日を効力発生日として、当社の北海道における茶葉・飲料及び食料品販売事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社北海道伊藤園（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 新設分割計画の内容

2023年12月22日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 対価等の相当性に関する事項

新設会社は、本分割に際して普通株式15,000株を発行し、その全てを当社に割当交付します。新設会社は今後の資本政策に鑑み、資本金を80百万円とし、承継する資産の額と負債の額の差額に相当する金額のうち資本金に計上しない額を資本準備金とします。

(1) 新設会社が本分割に際して当社に交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

当社から新設会社に承継させる権利義務に代えて当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、本分割によって当社の純資産に変動はなく、また、新設会社が発行する株式の全てが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社の完全子会社となる新設会社の適切かつ効率的な管理を行ううえで新設会社の普通株式15,000株を発行し、これを全て当社に交付することが相当であると判断しました。

(2) 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額については、新設会社が承継する資産及び負債の額、新設会社の今後の資本政策に鑑み、資本金を80百万円、承継する資産の額と負債の額の差額に相当する金額のうち資本金に計上しない額を資本準備金とすることが相当であると判断しました。

3. 新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

5. 本分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務については、次のとおり履行の見込みがあるものと判断しております。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2023年4月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ288,473百万円及び123,435百万円であり、本分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の見込み額は、それぞれ763百万円及び13百万円であることから、本分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、承継させる資産は当社の2023年4月30日現在の資産の額の約0.3%、承継させる負債は当社の同日現在の負債の額の約0.0%であることから、本分割が当社に及ぼす影響は極めて軽微です。

さらに、2023年5月1日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、本分割の効力発生日までに資産及び負債の額に大きな変動が生じる予定は、現在のところありません。そのほか、当社の本分割後の事業活動において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本分割後における当社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

上記(1)のとおり、本分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の見込み額は、それぞれ763百万円及び13百万円であることから、本分割後における新設会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、新設会社の本分割後の事業活動において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本分割における新設会社の負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

(別紙)

新設分割計画書

株式会社伊藤園（以下、「甲」という。）は、分割対象事業（下記3. に定義する。）に関して有する権利義務を分割（以下、「本分割」という。）により設立する会社（以下、「乙」という。）に承継させるため、次のとおり新設分割計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

1. 設立会社

設立会社は、次のとおりとする。

- (1) 商号：株式会社北海道伊藤園
- (2) 本店所在地：北海道札幌市白石区菊水
- (3) 目的：別紙1「株式会社北海道伊藤園 定款」に記載のとおりとする。
- (4) 発行可能株式総数：50,000 株

2. 分割期日

会社法第924条第1項第1号へに基づき定める日（以下、「分割期日」という。）は、2024年5月1日とする。ただし、手続の進行上、必要あるときは甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

3. 分割対象事業

本分割により、乙が甲から承継する事業（以下、「分割対象事業」という。）は、次のとおりとする。

北海道における、茶葉・飲料及び食料品の販売と附帯関連する事業

4. 乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務

(1) 資産及び負債

乙は、分割期日において分割対象事業に属し、甲の貸借対照表上、勘定科目に仕訳されている以下の資産及び負債を承継する。

ア 流動資産

分割対象事業に属する現預金、棚卸資産、その他の流動資産のうち、次に掲げるものの以外のもの。

- ① 売上債権及びそれらに相当する貸倒引当金
- ② 破産債権、更生債権及びそれらに相当する貸倒引当金

イ 固定資産

分割対象事業に属する固定資産のうち、工具器具備品の一部

ウ 流動負債

分割対象事業に属する流動負債のうち、未払費用、預り金

エ 固定負債

承継対象となる固定負債はございません。

(2) 契約上の地位（雇用契約以外）

乙は、分割期日において、分割対象事業に直接関係している契約（雇用契約を除く。）及びこれに附随する一切の権利義務を承継する。ただし、当該契約に関し分割期日より前に発生した金銭債権債務は、承継しない。

(3) 雇用契約

乙は、分割期日において、甲の分割対象事業に従事する一部の従業員に係る雇用契約及びこれらの雇用契約に附随する権利義務を承継する。なお、乙は、分割対象事業に従事しない従業員に係る雇用契約その他の権利義務は承継しない。

(4) 許認可等

乙は、甲が分割期日において、分割対象事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継する。

(5) 重疊的債務引受

甲から乙に対してする債務承継は、甲は重疊的債務引受の方法による。

5. 定款の規定

乙の定款に定める事項は、別紙1「株式会社北海道伊藤園 定款」に記載のとおりとする。

6. 設立時取締役及び設立時監査役

(1) 設立時取締役：森川 博行、本庄 周介、平田 篤

(2) 設立時監査役：渡邊 一敏

7. 設立時代表取締役

設立時の代表取締役は、次のとおりとする。

森川 博行

8. 交付する株式

乙は、本分割に際して普通株式 15,000 株を発行し、甲に対して、本分割により承継する権利義務の対価として、その全てを交付する。

9. 設立会社の資本金及び準備金の額

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 80 百万円
- (2) 資本準備金 金 670 百万円

10. 簡易分割手続

甲は、会社法第 805 条の規定により、会社法第 804 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで、本分割を行う。

11. 競業禁止義務

甲は、分割期日以降であっても、分割対象事業に関し、会社法に基づく競業禁止義務を負わない。

12. 分割条件の変更及び本分割の中止

本計画書作成の日から分割期日に至るまでの間において天災地変その他の事由により、甲の財務状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲は、本計画書の内容を変更し、又は本分割を中止することができる。

以上

2023 年 12 月 22 日

東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

【別紙1】

定 款

施行 2024. 5. 1

株式会社北海道伊藤園

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社北海道伊藤園と称し、英文では、HOKKAIDO ITO EN, LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 茶類の製造、加工、包装、及びその受託加工、並びに販売、輸出入。
- (2) 嗜好飲料、清涼飲料、滋強飲料、乳製品の製造及び販売、輸出入。
- (3) 健康食品、一般食料品、加工食料品の製造及び販売、輸出入。
- (4) 整腸、歯等健康維持の特定保健用食品の製造及び販売、輸出入。
- (5) 酒類の輸入及び販売。
- (6) 農産物、水産物の加工及び販売、輸出入。
- (7) 飼料、肥料の製造及び販売。
- (8) 種子及び花木の販売並びに芝草の育成販売。
- (9) 日用雑貨品の製造及び販売並びに販売代理業。
- (10) 衣料用繊維製品及び服飾雑貨品及びインテリア用品の販売並びに販売代理業。
- (11) 喫茶店、レストランの経営及び投資。
- (12) フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務。
- (13) 各種自動販売機の販売。
- (14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品の製造及び販売。
- (15) 有価証券への投資。
- (16) 会員制ゴルフ場の会員募集の受託又は請負。
- (17) 雑誌、書籍等の印刷物の出版及び販売。
- (18) イベントの開催。
- (19) 不動産の賃貸、売買、仲介、管理、鑑定及び駐車場の経営。
- (20) 廃物・廃材を利用した建築資材の販売。
- (21) インターネットを利用した通信販売事業。
- (22) 前各号に附帯、又は関連する一切の業務。

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を北海道札幌市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第5条 (機関の設置)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、50,000株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社は、株券を発行しない。

第8条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2. 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (株式名簿記載事項の記載又は記録の請求)

株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第10条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は抹消についても同様とする。

第11条 (手数料)

前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (株主の氏名等の届出)

当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第13条 (基準日)

当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。この場合には、その基準日を2週間前までに公告する。

第3章 株 主 総 会

第14条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第15条 (招集手続の省略)

株主総会を招集するには、株主総会の日を2週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。

2. 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

第16条 (招集権者及び議長)

株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

第18条 (株主総会の決議等の省略)

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使できるものに限る）の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき、株主の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第19条 (議決権の代理行使)

株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主とする。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

第20条 (員数)

当社の取締役は3名以上10名以内、監査役は3名以内とする。

第21条 (選任方法)

当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の決議をもって選任する。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第22条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠又は増員で選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会の招集は、代表取締役社長が各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとし、その取締役会の議長となる。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意があるときは省略することができる。

第24条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第25条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案に対して異議を述べたときを除く。

第26条 (取締役会議事録)

取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をし、これを本店に10年間備え置くものとする。

第27条 (代表取締役及び役付取締役)

当社は、代表取締役を若干名置き、取締役会の決議により、代表取締役会長1名及び代表取締役社長1名を選定することができる。

2. 当社は、取締役会の決議により、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役の役付取締役各若干名を選定することができる。
3. 当社は、取締役会の決議により、必要に応じて、相談役を選定することができる。

第28条 (業務執行)

代表取締役は、当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は代表取締役を補佐してその業務を分掌する。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

第29条 (報酬等)

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

第30条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

第31条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、定時株主総会の決議に基づき毎年4月末日の最終の株主名簿に記載された株主又はその登録株式質権者に支払う。

2. 前項の配当金は、その支払を提供した日より満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。